

改正廃棄物処理法説明会の御案内

廃棄物処理法が、平成22年5月に改正され、平成23年4月1日から施行されます。

今回の改正は、①建設元請け業者への排出事業者責任の一元化、②建設工事に伴い生じる産業廃棄物の事業場外保管の届出の義務化などの排出事業者に関することや、③優良事業者に対する許可有効期間の延長、④廃棄物処理施設に係る定期検査受検義務化、⑤収集運搬業許可の合理化などの産廃処理業者に関すること、⑥不適正に処理された廃棄物を発見した場合の土地所有者等の通報努力義務などのほか、広範囲・多数の関係者に関わる内容が含まれています。

このため、県では、青森市の協力を得て、改正廃棄物処理法の説明会を次のとおり県内4か所で開催することとしましたので、御案内いたします。

1 内容

廃棄物処理法の改正内容について

2 日時及び会場等

日 時	会 場
1 むつ会場（定員：70名） 平成23年3月8日（火）13:30～15:30	青森県むつ合同庁舎大会議室 （むつ市中央1-1-8）
2 弘前会場（定員：200名） 平成23年3月10日（木）14:00～16:00	弘前市文化センター大会議室 （弘前市下白銀町19-4）
3 青森会場（定員：306名） 平成23年3月11日（金）14:00～16:00	青森市文化会館大会議室 （青森市堤町1-4-1）
4 八戸会場（定員：230名） 平成23年3月16日（水）13:30～15:30	（財）八戸地域地場産業振興センター（八戸ユートリー） 多目的大ホールB（八戸市一番町1-9-22）

※1 各会場とも説明開始時刻の30分前から受付を開始します。

※2 参加希望者多数の場合は、会場の都合により、人数調整のお願いをすることがあります。

※3 駐車場利用の場合は、利用者各自で対応していただくようお願いいたします。

3 対象

産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者及び自治体関係者

4 費用等

無料（資料は、当日配布いたします。筆記用具等は、各自御用意願います。）

5 申込み

(1)申込先

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
青森県環境生活部環境政策課
ファクシミリ：017-734-8065

(2)申込方法

別紙「改正廃棄物処理法説明会参加申込書」に必要事項を記載の上、郵送又はファクシミリによりお申し込みください。

※各会場とも定員になり次第、受付は終了させていただきます。

(3)問合せ先

青森県環境生活部環境政策課
電話番号：017-734-9248（廃棄物・不法投棄対策グループ 蝦名）
017-734-9249（循環・環境産業グループ 嘉山）

